

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第30条（利用に係る光テレビ伝送サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 利用回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していないことが判明した自営端末設備もしくは自営電気通信設備を利用回線等から取りはずさなかったとき。
 - (5) 登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止したとき。
 - (6) 前5号のほか、この規約の規定に反する行為であって光テレビ伝送サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により、光テレビ伝送サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を光テレビ伝送サービス契約者に通知します。

第6章 通信

(通信の条件)

第17条 光テレビ伝送サービス契約者は、その光テレビ伝送サービス係る通信について、その利用回線に対して1つの当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線からの通信（その第1種契約者回線からの着信に限ります。）を行うことができます。

(通信利用の制限等)

第18条 光テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線に係るIP通信網サービス契約約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、その光テレビ伝送サービスを利用することができないことがあります。

第7章 料金等

第1節 料金および工事に関する費用

(料金および工事に関する費用)

第19条 当社が提供する光テレビ伝送サービスの料金は、利用料金に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2. 当社が提供する光テレビ伝送サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第20条 光テレビ伝送サービス契約者は、その契約に基づいて、当社が光テレビ伝送サービスの提供を開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、光テレビ伝送サービス契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。また、提供を開始した日と解除のあった日が同一の日または同一の月である場合は、1か月分の利用料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により光テレビ伝送サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、光テレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

